

令和5年分人的控除の一覧表

作成：水野会計事務所

控除名	内容			所得金額区分			配偶者				扶養親族 の所得要件	所得者	
							所得者本人の所得金額						
							1,000万円超	C 950万円超 ～ 1,000万円 以下	B 900万円超 ～ 950万円 以下	A 0円 ～ 900万円 以下			48万円 以下
配偶者控除	同一生計配偶者	70歳以上	昭和29年1月1日以前生まれ	超0	～	以下480,000	0	160,000	320,000	480,000			
配偶者控除		70歳未満	昭和29年1月2日以後生まれ	0	～	480,000	0	130,000	260,000	380,000			
配偶者特別控除	その他の配偶者	障害者控除の適用はできません。		配偶者の所得金額	480,000	～	950,000	0	130,000	260,000	380,000		
					950,000	～	1,000,000	0	120,000	240,000	360,000		
					1,000,000	～	1,050,000	0	110,000	210,000	310,000		
					1,050,000	～	1,100,000	0	90,000	180,000	260,000		
					1,100,000	～	1,150,000	0	70,000	140,000	210,000		
					1,150,000	～	1,200,000	0	60,000	110,000	160,000		
					1,200,000	～	1,250,000	0	40,000	80,000	110,000		
					1,250,000	～	1,300,000	0	20,000	40,000	60,000		
					1,300,000	～	1,330,000	0	10,000	20,000	30,000		
特別障害者	1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級 寝たきり、重度の精神薄弱者等						400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	
その他の障害者	障害者手帳						270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	
同居特別障害者の障害者控除加算	同一生計配偶者または扶養親族で、次のいずれかの者と同居している特別障害者 ①所得者、②所得者の配偶者、③生計を一にするその他の親族						350,000	350,000	350,000	350,000	350,000		
同居老親等	70歳以上	昭和29年1月1日以前生まれ	所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居								580,000		
老人扶養親族											480,000		
その他の控除対象扶養親族	23歳から69歳	昭和29年1月2日から平成13年1月1日生まれ									380,000		
特定扶養親族	19歳から22歳	平成13年1月2日から平成17年1月1日生まれ									630,000		
その他の控除対象扶養親族	16歳から18歳	平成17年1月2日から平成20年1月1日生まれ									380,000		
年少扶養親族	0歳から15歳	平成20年1月2日以後生まれ									0		
ひとり親	事実婚でないこと	所得が500万円以下であること	男女を問わず	扶養親族の要件を満たす子がいること	死別、離別、未婚を問わない							350,000	
寡婦			女性のみ	子以外の扶養親族がいること	離別								270,000
				扶養親族がいない	死別								
勤労学生	所得が75万円以下、かつ不労所得が10万円以下											270,000	
基礎控除				所得者本人の所得金額	0	～	24,000,000					480,000	
					24,000,000	～	24,500,000				320,000		
					24,500,000	～	25,000,000				160,000		
					25,000,000	～					0		

実務中心に簡略化していますので、若干、厳密性に欠けることがあります。そのあたりはご容赦ください。